

都市再生整備計画(第2回変更)

おとがわ 乙川リバーフロントQURUWA せんりやく戦略地区 だい き(第2期)

愛知県 おかざき岡崎市

当初 令和3年3月
第1回変更 令和4年3月
第2回変更 令和5年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	<input checked="" type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークアブル推進事業	<input type="checkbox"/>

・様式は、A4印刷とすること。

・右下の表について、活用する事業については確認欄を黒四角(■)にしてください。

目標及び計画期間

都道府県名	愛知県	市町村名	おひさき 岡崎市	地区名	おとがわ 乙川リバーフロントQURUWA戦略地区(第2期)	面積	157.2 ha
計画期間	令和 3 年度 ~ 令和 7 年度	交付期間	令和 3 年度 ~ 令和 7 年度				

目標
 大目標「これからの100年を暮らすまち、夢ある新しい岡崎」- 新しい住み方・働き方・遊び方を楽しむまちに向けた、まちと人のための公共空間再構築と公民連携による利活用の促進 -
 目標①:リバーフロント地区の地域資源を活かした、快適で歩いて楽しい回遊路線の実現(QURUWA戦略の促進)【まちの回遊性】
 目標②:交通結節点機能を活かした公共空間再構築・一体的整備による「来訪者に対するおもてなしの玄関口」・「暮らしやすいまち」の形成・強化【駅を活かしたまちづくりの強化】
 目標③:公民連携による市民・来訪者の新たな交流・体験等を通じた「良質な都市空間を楽しむ日常(機会)」や「中心市街地の賑わい」の創造【賑わいと交流・暮らしの創造】
 目標④:岡崎の歴史・文化資源を活かした『これからの100年を暮らすまち』の拠点導入【歴史文化資源の拠点性の強化】

目標設定の根拠
 都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用を考え方を含み、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針)
 ・本市は古くは岡崎城の城下町、東海道五十三次の宿場町、多くの寺院の門前町として発展し、大正5年の市政施行以来、隣接町村との合併を経て、平成18年の額田町との合併により、現在の市域となった。
 ・東名高速道路や国道1号、国道248号といった主要幹線道路が市域を東西南北に走り、また、新東名高速道路の開通もあり、交通の要衝となっている。
 ・本市では、西三河都市計画区域マスタープランにおいて、区域拠点を有する都市として位置付けられている。また、岡崎市第6次総合計画及び岡崎市都市計画マスタープランでは、主要鉄道駅周辺を都市拠点及び生活拠点と位置付け、各拠点を公共交通ネットワークで結んだ、不必要に拡散しないコンパクトな都市づくりを推進してきた。
 ・しかしながら、依然として自動車交通への依存度が高く市街地縁端部への居住が進み、昭和40年代後半に全国に先立って市街地再開発事業として整備した中心市街地では空洞化が進んでいる。本市の将来人口推計では、全国平均と比較すると人口のピークを迎えるのは遅れるものの、高齢人口の割合は増加の一途をたどり、自動車交通に過度に依存しない持続可能なまちづくりのため、都市機能及び居住区域の適正な立地を図る必要がある。
 ・そこで、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築に向け、公共交通軸を中心とした拠点地域に都市機能の集約及び効率的配置を図り、本市の貴重な歴史・文化的資源の活用を図りながら、都市の人口密度の維持と併せ、生活サービス機能と公共交通の堅持や充実を図るものとする。また、その拠点を都心から各地域まで効率的に配置し、鉄道及び基幹バス等の公共交通ネットワークで結ぶことにより相互に機能を補完し合い、各地域の都市機能を確保する。
 ・上記の都市全体の再編を進める上で、岡崎市の地域資源を活かしながら、都心・中心市街地の拠点性を高めることが不可欠であり、以下のような方針で施策を実施する。
 ・岡崎市都市計画マスタープランで都心ゾーンに位置づけられている名鉄東岡崎駅とJR岡崎駅の両拠点では、本市の目指す都市構造の構築に向けて、都市機能の更新、土地の高度利用の推進を基本方針としており、複合的な高次都市機能の集約を進めるとともに土地の高度利用を誘導する。また、公民連携により新しい住み方、働き方、遊び方を楽しむまちを創り出し、賑わいと交流の都心づくりを図る。
 ・特に、東岡崎駅周辺では、商業、居住、交流・文化、医療・福祉等に係る施設の導入を誘導するとともに、歴史・文化を生かした活力と風格ある都心の形成と地域資源を生かした交流機能の強化を進める。
 ・さらに、中心市街地における歩行者空間の充実を進めるため、まちなかを人中心の空間へと転換し、多様な活動を可能とするウォーカーブルな空間づくりを推進し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出する。
 ・本計画区域は、立地適正化計画において、都市機能誘導地区(都市拠点)内にある。公的不動産を活用した都市機能の誘導を推進し、賑わいと交流あふれる都市拠点づくりを図るとともに、歩いて暮らしやすい生活圏を形成し、人口と都市機能の集積を図る。
 ・また、都市全体における公的不動産の活用の方針として、平成23年3月に策定したファミリーマネジメントを視点とした市有建築物管理保全基本方針等を踏まえ、総務省要請の公共施設等総合管理計画を進めていく中で、公的不動産有効活用の視点で、公共施設等の再配置の実現化を図る。また、再配置の実現化が難しい市有財産においては、平成23年9月の市有財産の有効活用に関する基本方針に従い、民間機能への活用などを図っている。
 ・乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画-QURUWA戦略一に基づき、市中心部の都市再生を図り、市内他地域との連携によりその効果を市域全体へ波及させ、持続可能な都市の形成を図る。

まちづくりの経緯及び現況
 ・岡崎市の中心市街地を東西に流れる一級河川乙川周辺には、公園や観光資源、商業施設等が集積しており、かつては西三河の中心と言われる程に栄えた地域であったが、時代の流れと共に、商店街の役割や観光資源の相対的な価値が変化すにつれ、街は縮小していき、この地域を訪れる人も少なくなっている。
 ・中心市街地では全国でも珍しい広大なスケールをもつ乙川から岡崎城にかけての豊かな水辺空間は、市民が誇りとする貴重な財産であり、より市民が楽しみ、憩える場所としてこの空間を活用することは、過去長らく議論されてきた。
 ・平成25年度に岡崎活性化本部では、乙川リバーフロント地区に関わりの深い関係者や観光の専門家を加えた乙川リバーフロント部会を設置し、課題解決に向けた整備方針の作成作業を行い、一方ソフト事業としては、平成27年3月かわまちづくり支援制度の登録により、河川空間における民間営利活動の実施を可能にすることで、公民連携事業のパイロットプロジェクトとしてかわまちづくり事業を展開してきた。
 ・平成29年度には、これまでの社会実験やワークショップ等を通して培ったこととともに、乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画(QURUWA戦略)を策定し、乙川のみならず地区内の豊かな公共空間をパブリックマインドを持つ民間活力の導入により効果的に活用する公民連携プロジェクトを実施することで、まちに人の回遊を生み、更なる良質な民間投資を誘導し、暮らしの質及びエリアの価値が向上することを目指している。
 ・これらの動きと並行し、平成27年度～令和2年度に都市再生整備計画事業(乙川リバーフロントQURUWA戦略地区・第1期)を実施し、主に地区内の拠点(籠田公園、中央緑道、桜城橋等)の魅力向上と民間による利活用促進を見据えた公共空間整備や、回遊促進のための動線(乙川河川敷、プロムナード、東岡崎駅ペDESTリアンデッキ等)整備を実施し、公民連携まちづくり及びそれに誘発される民間投資による事業が展開される場を整備してきた。
 ・この都市再生整備計画事業について、平成30年度には地方再生モデル都市への選定、また令和元年度にはコンパクトプラスネットワークのモデル都市の指定を受けるとともに、かわまちづくり事業では国土交通大臣表彰「手づくり故郷(ふるさと)賞」の一般部門の受賞をするなど、公共空間を活用した複数の社会実験の実施や普及啓発活動など通じて進めてきた公民連携による各プロジェクトの熟度が高まってきている。
 ・また、令和元年度に指定した都市再生推進法人による道路再構築・道路空間利活用の社会実験を通じ、道路空間を活用した日常的なエリアマネジメントの機運が高まりつつある。
 ・こうした状況の中、第1期計画で整備した良質な公共空間を民間事業者等が積極的に活用することを促進するとともに、これら公共空間に接する民有地や周辺の民有地にも波及させ民間事業者による良質な投資誘導を図ることが必要となっている。
 ・第1期計画で進めてきた地区内の高質空間整備や駅周辺の公共施設整備等の継続的な実施に加え、都市拠点である東岡崎駅周辺地区における土地利用の促進検討、スマートシティ事業との連携により更なる民間投資誘導を実現するための施策、公共投資により整備された動線の沿線の良質な民有地において、居心地の良いイレベルの刷新等ウォーカーブルな空間づくりが必要となっている。
 ・QURUWA戦略の一つとして、街路の魅力や価値を高めるための道路空間活用の社会実験を行っている(康生通り、連尺通り:平成30年度～令和2年度)。

課題
 1期計画整備事業の成果を受けて、当計画における目標達成を図るためには、以下の課題を解決する必要がある。
 (1) 1期計画で整備した公共空間の民間事業者等による利活用の促進及び周辺民有地への民間投資の誘導
 (2) 公共空間及び周辺民有地における居心地の良いウォーカーブルな空間づくりによる回遊性の向上
 (3) スマートシティ事業との連携による更なる民間投資の誘導
 (4) 都市拠点である東岡崎駅周辺地区における土地利用の促進
 (5) 都市機能の誘導による生活機能サービス等の充実及び周辺区域の居住誘導
 (6) 歴史文化遺産等の既存ストックの更なる活用
 (7) 公民連携による更なる高質な都市空間の形成と景観形成

将来ビジョン(中長期)
 ・第6次岡崎市総合計画・・・“地域で支え合い安全に暮らせるまちづくり”、“健やかに安心して暮らせるまちづくり”、“自然と調和した環境にやさしいまちづくり”、“賑わいと活力のあるまちづくり”、“快適で魅力あるまちづくり”、“未来を拓く人を育むまちづくり”、“将来まで自律した状態が続く都市経営”などを基本理念として『人・水・緑が輝く活気に満ちた美しい都市岡崎』の実現を目指す。
 ・岡崎市都市計画マスタープラン【将来都市構造】・・・『都心ゾーン』として位置づけられている。複合的な高次都市機能の集約を推進し、土地の高度利用を誘導する。自然・歴史・文化資源を活かしつつ、公民連携により新しい住み方、働き方、遊び方を
 楽しむまちを創り出し、賑わいと交流の都心づくりを図る。
 【地域別構想】・・・地域の西側の中心市街地で本市の顔にふさわしい都市機能の集積を進め、東側では豊かな自然環境を保全するまちづくりを目指す。
 ・岡崎市立地適正化計画・・・乙川リバーフロント地区は都市機能誘導区域、かつ、居住誘導重点区域として設定されている。(平成28年度 立地適正化計画策定及び、都市機能誘導区域の設定)

都市構造再編集支援事業の計画

都市機能配置の考え方
 ・東岡崎駅とJR岡崎駅を含む都心区域においては、区域内の歴史・文化資源を活かしつつ、都市施設と一体的に整備される商業・業務機能、文化・交流機能、医療・福祉機能、行政機能等の複合的な都市機能を積極的に誘導し、将来にわたり本市の顔にふさわしい持続可能な都心づくりを図る。
 ・また、その他の地域においても公共交通軸を中心として医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し、生活サービス機能の充実を図り、周辺区域の居住の誘導を図る。
 ・QURUWA戦略計画において、りぶらエリアにおいては、公共交通と駐車場が整備された交通結節点として、まちへの人の流れを発生させる機能誘導、歩行者優先の都市機能の誘導を図る。
 ・籠田公園西エリアにおいては、沿道利用を促進し、岡崎ならではの人とコンテンツが集積した繁華街の形成を図る。
 ・セントラルアベニューにおいては、日常生活を支えるサービス機能の充実を図り、公共の庭として安全で快適な暮らしの誘導を図る。
 ・乙川エリアにおいては、水辺及び水上の活用等によるアクティビティや水辺の過ごし方・暮らし方の提案等に合わせた機能の充実を図り、自然と都市が交わる暮らしの誘導を図る。
 ・伊賀川・岡崎公園エリアにおいては、観光客に対するサービス機能の充実を図り、歴史的価値を伝えるエリア形成を図る。
 ・中央エリアにおいては、オフィス機能や良質なマンション、店舗等を誘導し、多様な価値を持つエリア、利便性の高い職・住・商地区として各種機能の誘導を図る。

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方
 ・中心拠点区域に含まれる地域一帯は、物販を中心とした民間商業施設の撤退を受け、最寄品を扱う生活利便機能が不足しているため、商業施設等の誘導を検討する。
 ・東岡崎駅周辺の都市拠点指定エリアについては、土地の高度利用及び高密度化を誘導するとともに、多様な居住スタイルの誘導が求められている。
 ・そのため、子育て支援施設や各種教育施設、賑わい交流施設等の誘導を検討する。
 ・乙川リバーフロント地区の観光や交流の活性化のためには、豊富な公共空間を活用した公民連携プロジェクトを実施し、観光や人々の交流・賑わいに寄与する都市機能の導入を図る。
 ・民間事業者に対しては、公的不動産を活用した都市機能の誘導を推進するために、定期借地権、適用可能な補助事業の活用等により、事業計画の向上の支援を行う。
 ・空家を利用する際の補助や誘導施設整備のための除却に対する補助等についても検討を行う。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等
 都市再生土地区画整理事業や市街地再開発事業の特例を受ける場合は当該事業の概要、位置づけを記載。
 ・道路事業：関連事業(PPP活用拠点形成事業)において、当プロジェクトの敷地と乙川河川敷との一体的な活用を可能にするため、迂回路の整備を行う。
 ・公園事業：関連事業(PPP活用拠点形成事業)において、当プロジェクトの敷地と乙川河川敷との一体的な活用を可能にするため、乙川河川緑地に園路等の整備を行う。
 ・地域生活基盤施設：まちなかサイン等を整備することで、乙川リバーフロント地区内の回遊性を向上させる。
 ・高質空間形成施設：プロムナード、バリアフリー対応公衆トイレ等の整備により回遊性及び回遊におけるホスピタリティを向上させる。また、情報化基盤施設を整備することで、人流情報等のデータ化を図り、民間投資の誘導を実現する。
 ・街なみ環境整備事業：整備計画地区の一部を景観形成重点地区に指定する等の取組みを行い、良好な景観形成を図る。
 ・エリア価値向上整備事業：スモールモビリティの活用等の社会実験により、QURUWA地区内の回遊性向上を図る。
 ・市街地再開発事業：景観等に配慮しつつ、駅前広場の整備など総合的に実施し、本市の玄関口にふさわしい、安全でだれもが使いやすい、賑わいの交流拠点づくりを行う。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
					基準年度		目標年度
本地区の魅力発揮に関する市民等満足度	%	市民、観光客アンケートによる満足度評価(「りたい満足」or「たいへん満足」と回答した人の割合)	岡崎の代表的な地区の総合的な魅力発揮・向上に関する市民の総合評価として、満足度を指標とする。	41.3%	R2	51%	R7
地区中央部の橋梁(歩道、人道橋)を往来する人数	人/日(12h)	週末(12h)における潜水橋、殿橋、明代橋、桜城橋の歩行者、自転車数	来訪者の増加及びまちの回遊性向上の指標とする。	5,065人	R2	6,000人	R7
岡崎公園を訪れる観光客数	人/年	岡崎公園における岡崎城入場者数	歴史・文化資源を活かした拠点強化に関する成果の指標とする。	19.6万人	R1	20万人	R7
東岡崎駅の降客数	人/日	東岡崎駅の1日当たり降客数	駅を活かしたまちづくりの強化に関する成果の指標とする。	19,715人/日	R1	20,400人/日	R7
QURUWA上の路線価	千円/㎡	QURUWA上の主要な公共空間における平均路線価	QURUWA戦略による中心市街地の価値向上の指標とする。	110.0千円/㎡	R2	110.3千円/㎡	R7
QURUWA上の公共空間を利活用した民間事業活動日数	日/年	QURUWA上の公共空間を利活用した民間事業の活動日数	公民連携による「新たな交流・体験」の実現等に関する成果の指標とする。	204日/年	R1	300日/年	R7
計画区域内居住率	%	計画区域内の居住人口/市全体の人口×100	「これからの100年を暮らすまち」としての人口定着に関する成果の集積の指標とする。	2.38%	R2	2.40%	R7

整備方針等

様式(1)-③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1: リバーフロント地区の地域資源を活かした、快適で歩いて楽しい回遊線の実現(QURUWA戦略の促進)【まちの回遊性】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路: 市道 (PPP活用拠点形成事業関連) ・公園: 乙川河川緑地 ・地域生活基盤施設 (情報板): 案内板・サイン、総構え位置表示板等 ・高質空間形成施設 (緑化施設等): プロムナード ・高質空間形成施設 (情報化基盤施設): 人流分析カメラ等 ・市街地再開発事業: 東岡崎駅北口地区 ・エリア価値向上整備事業: 回遊性向上社会実験 ・事業活用調査事業: 景観形成重点地区指定促進事業 ・事業活用調査事業: 立地適正化計画改定事業 ・事業活用調査事業: 交通量調査分析事業 ・事業活用調査事業: 駐車場整備地区検討事業 ・まちづくり活動推進事業: 岡崎城跡調査情報発信事業 (関連事業: 岡崎市QURUWAプロジェクト (PPP活用拠点形成事業 (太陽の城跡地)、PPP活用拠点形成事業 (暫定駐車場)、道路再構築事業 (康生通り、連尺通り)、PPP活用公園運営事業)、歴史まちづくり事業、観光推進事業、まちづくりデザイン事業、まちづくりデザインプロモーション事業、公民連携まちづくり支援事業、東岡崎駅北口駅前広場整備計画事業、優良建築物等整備事業、都市再生推進法人による歩道空間活用事業 (康生通り、連尺通り))
<p>整備方針2: 交通結節点機能を活かした公共空間再構築・一体的整備による「来訪者に対するおもてなしの玄関口」「暮らしやすいまち」の形成・強化【駅を活かしたまちづくりの強化】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高質空間形成施設 (歩行支援施設、障害者誘導施設等): 東岡崎駅前広場 (バリアフリー対応公衆トイレ) ・市街地再開発事業: 東岡崎駅北口地区 ・エリア価値向上整備事業: 回遊性向上社会実験 ・地域創造支援事業: 健康増進施設整備 (東岡崎駅前広場) ・事業活用調査事業: 駐車場整備地区検討事業 (関連事業: 東岡崎駅北口駅前広場整備計画事業、優良建築物等整備事業)
<p>整備方針3: 公民連携による市民・来訪者の新たな交流・体験等を通じた「良質な都市空間を楽しむ日常(機会)」や「中心市街地の賑わい」の創造【賑わいと交流・暮らしの創造】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路: 市道 (PPP活用拠点形成事業関連) ・公園: 乙川河川緑地 ・地域生活基盤施設 (情報板): 案内板・サイン、総構え位置表示板等 ・高質空間形成施設 (緑化施設等): プロムナード ・高質空間形成施設 (情報化基盤施設): 人流分析カメラ等 ・高質空間形成施設 (歩行支援施設、障害者誘導施設等): 東岡崎駅前広場 (バリアフリー対応公衆トイレ) ・市街地再開発事業: 東岡崎駅北口地区 ・エリア価値向上整備事業: 回遊性向上社会実験 ・事業活用調査事業: 景観形成重点地区指定促進事業 ・事業活用調査事業: 立地適正化計画改定事業 ・事業活用調査事業: 交通量調査分析事業 ・事業活用調査事業: 駐車場整備地区検討事業 ・事業活用調査事業: まちづくりモニタリング事業、 ・事業活用調査事業: 健康増進施設整備 (東岡崎駅前広場) ・まちづくり活動推進事業: 岡崎城跡調査情報発信事業 (関連事業: 岡崎市QURUWAプロジェクト (PPP活用拠点形成事業 (太陽の城跡地)、PPP活用拠点形成事業 (暫定駐車場)、道路再構築事業 (康生通り、連尺通り)、PPP活用公園運営事業)、歴史まちづくり事業、観光推進事業、まちづくりデザイン事業、まちづくりデザインプロモーション事業、公民連携まちづくり支援事業、東岡崎駅北口駅前広場整備計画事業、優良建築物等整備事業)
<p>整備方針4: 岡崎の歴史・文化資源を活かした『これからの100年を暮らしやすいまち』の拠点強化【歴史文化資源の拠点性の強化】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高質空間形成施設 (歩行支援施設、障害者誘導施設等): 東岡崎駅前広場 (バリアフリー対応公衆トイレ) ・地域生活基盤施設 (情報板): 案内板・サイン、総構え位置表示板等 ・高質空間形成施設 (情報化基盤施設): 人流分析カメラ等 ・高質空間形成施設 (歩行支援施設、障害者誘導施設等): 岡崎公園 (バリアフリー対応公衆トイレ) ・事業活用調査事業: 景観形成重点地区指定促進事業 ・事業活用調査事業: 駐車場整備地区検討事業 ・まちづくり活動推進事業: 岡崎城跡調査情報発信事業 (関連事業: 歴史まちづくり事業、観光推進事業)

その他

【まちづくりの住民参加】

- ・乙川リバーフロント地区の整備内容については地域住民、地元企業等が参画する「乙川リバーフロント推進部会」を開催し、各部会員の意見を聞きながら進めた。
- ・乙川リバーフロント地区では、地域住民、学識者、民間まちづくり団体、河川管理者、自治体関係者からなる公民連携した、かわまちづくり協議会を設置し、乙川での民間主体のかわまちづくりを推し進めている。
- ・乙川リバーフロント地区整備に併せて、新たなまちの資源を活かすため、未来のまちづくりの担い手の育成と公民連携したまちづくり体制を整えていく。
- ・乙川リバーフロント地区では、まちづくりに関するフォーラム、シンポジウム、ワークショップを通じて市民提案を取りまとめている。
- ・乙川リバーフロント地区(QURUWA戦略)において、伊賀川河川敷では、民間主体による「かわまちづくり」の利活用に取り組んでおり、「かわまちエリア」への追加検討を進めている。

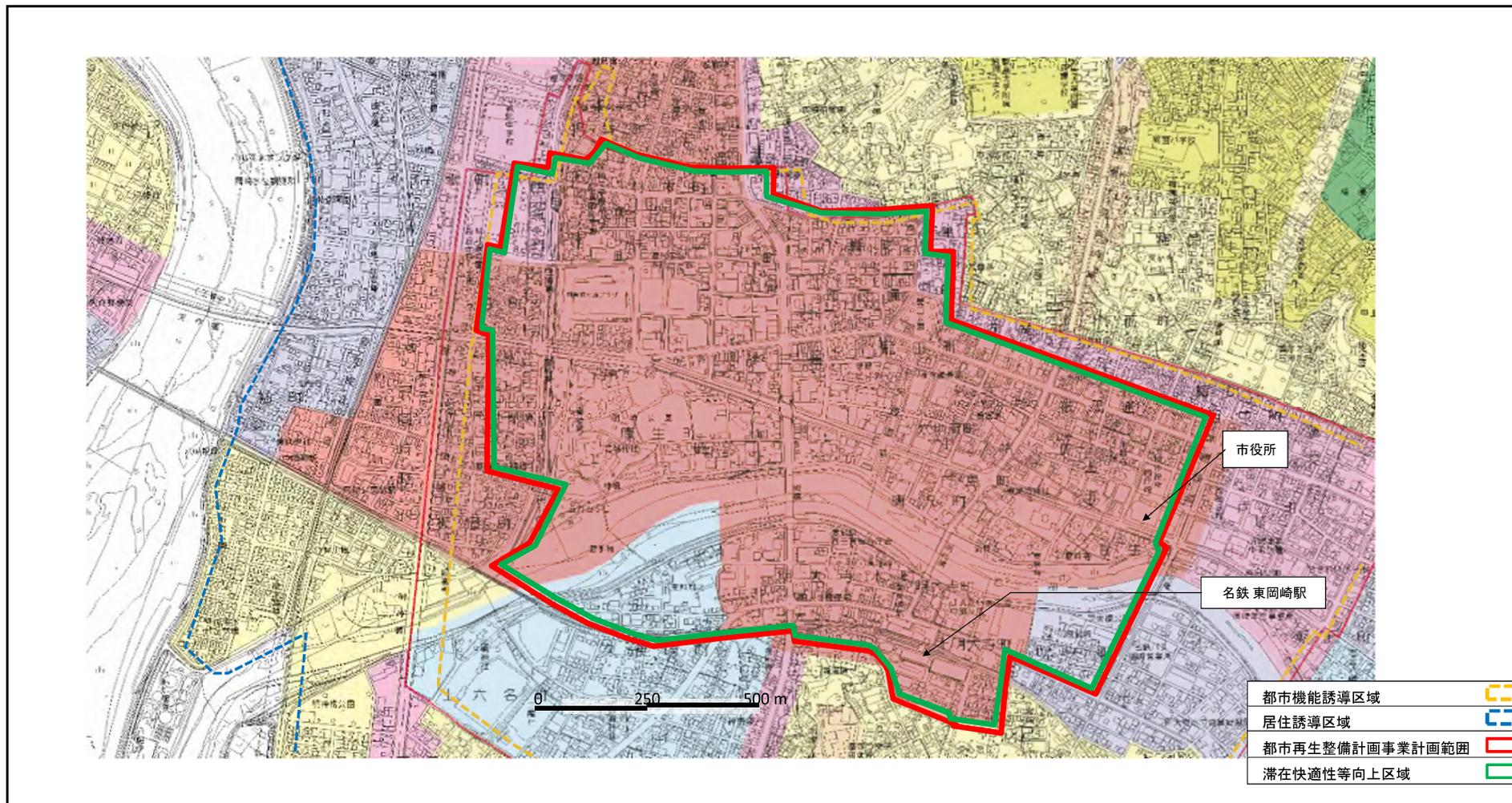
【公民連携事業】

- ・康生通り・連尺通り・市民会館通り・二七市通り(八幡通り)において、令和3年度よりコロナ占用特例を、令和4年度より都市再生特別措置法に基づく道路占有許可の特例を適用し、都市再生推進法人及び沿道店舗、住民等による日常的な歩道空間の利活用を行う。
- ・名鉄東岡崎駅北東街区においては、PRE利活用による事業者公募により、民間商業施設を誘致している。
- ・リバーベースは、QURUWA戦略の拠点とすべく、約1haの市有地を活かしたPPP事業として、シティホテル、商業施設などの実現に向けて取り組んでいる。
- ・かわまちづくり発信事業や木舟運行事業などは、新たな民間実行委員会と連携して行うが、収益性を検証しながら、民間主導への移行を予定している。
- ・「岡崎市歴史的風致維持向上計画(歴史まちづくり計画)」は、平成28年5月19日に認定され、乙川リバーフロント地区は重点区域のうち岡崎城下及び東海道地区の約780haに包含されている。
- ・PPP活用公園運営事業(桜城橋橋上広場・橋詰広場):公園人道橋の桜城橋橋上広場とその広場の公園用地を活用し、Park-PFIによる民間活力を導入し、休憩所、飲食店などを整備、運営するプロジェクトを検討している。
- ・PPP活用公園運営事業(籠田公園・中央緑道):籠田公園、道路再構築により拡幅する中央緑道における、地元団体や公園管理・活用に関する民間事業者などと共に、公園で稼ぎ、公園に還元する組織・仕組みづくりに挑むプロジェクトを検討している。
- ・PPP活用拠点形成事業(暫定駐車場):図書館交流プラザ「りぶら」東側に有する駐車場や広場などの公益不動産を活かした公民連携事業により、まちと「りぶら」をつなぐプロジェクトを実施及び検討している。

【事業完了後の継続性、人材育成、維持管理費の低減】

- ・QURUWAプロジェクトにて、パブリックマインドを持った事業者選定等により、エアマネジментにつなげ、収益を公共施設の維持管理費に還元する。
- 関連事業の都市再生推進法人による歩道空間活用事業(康生通り、連尺通り・市民会館通り・二七市通り(八幡通))等がこれらに資する事業である。

乙川リバーフロントQRUWA戦略地区(第2期)(愛知県岡崎市)	面積 157.2(157.2) ha	区域 岡崎市康生町他
---------------------------------	--------------------	------------



制度別詳細1(道路占用に関する事項)都市再生特別措置法46条10項

制度の活用計画

占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	●広告看板の設置・管理 〈該当施設〉 看板 路線名:市道伝馬町線 (康生通り)	良好な景観の形成または風致の維持に寄与する。
	2	●オープンカフェ等の設置(食事施設、購買施設、休憩所) の設置管理 〈該当施設〉 テーブル、イス、パラソル、テント、ストーブ、扇風機等 路線名:市道伝馬町線 (康生通り)	・道路の清掃・美化活動を実施する。 ・ゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する。 ・利用者へのルールやマナーの周知を図る。
	3	●広告看板の設置・管理 〈該当施設〉 看板 路線名:市道連尺1号線 (連尺通り)	良好な景観の形成または風致の維持に寄与する。
	4	●オープンカフェ等の設置(食事施設、購買施設、休憩所) の設置管理 〈該当施設〉 テーブル、イス、パラソル、テント、ストーブ、扇風機等 路線名:市道連尺1号線 (連尺通り)	・道路の清掃・美化活動を実施する。 ・ゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する。 ・利用者へのルールやマナーの周知を図る。
	5	●広告看板の設置・管理 〈該当施設〉 看板 路線名:市道浄水場線 (市民会館通り)	良好な景観の形成または風致の維持に寄与する。
	6	●オープンカフェ等の設置(食事施設、購買施設、休憩所) の設置管理 〈該当施設〉 テーブル、イス、パラソル、テント、ストーブ、扇風機等 路線名:市道浄水場線 (市民会館通り)	・道路の清掃・美化活動を実施する。 ・ゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する。 ・利用者へのルールやマナーの周知を図る。
	7	●広告看板の設置・管理 〈該当施設〉 看板 路線名:市道八幡町2号線 (二七市通り(八幡通り))	良好な景観の形成または風致の維持に寄与する。
	8	●オープンカフェ等の設置(食事施設、購買施設、休憩所) の設置管理 〈該当施設〉 テーブル、イス、パラソル、テント、ストーブ、扇風機等 路線名:市道八幡町2号線 (二七市通り(八幡通り))	・道路の清掃・美化活動を実施する。 ・ゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する。 ・利用者へのルールやマナーの周知を図る。

制度別詳細2-1(利便増進協定に関する事項)

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図及び設置イメージ

都市利便増進施設の一体的な整備・管理が必要と認められる区域

当該区域で設置を予定している都市利便増進施設
 食事・購買施設、広告塔又は看板等の設置・管理: 赤色

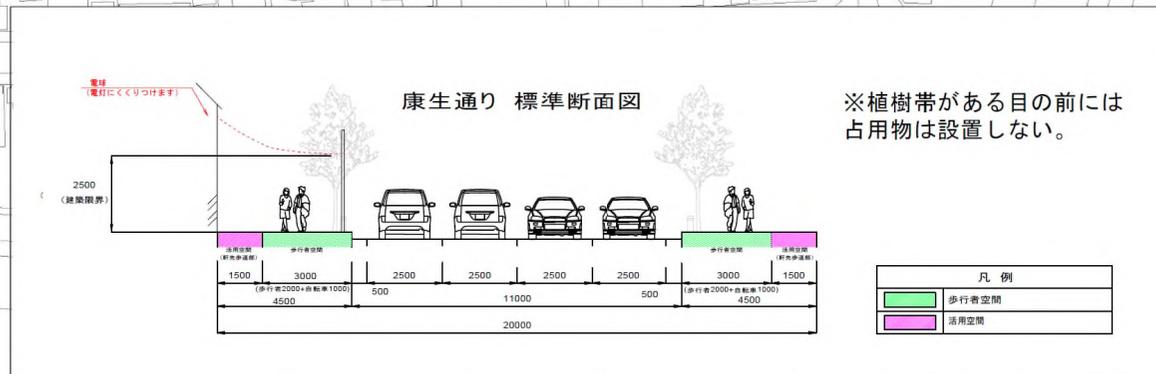
導入施設のイメージ



市民会館通り

康生通り

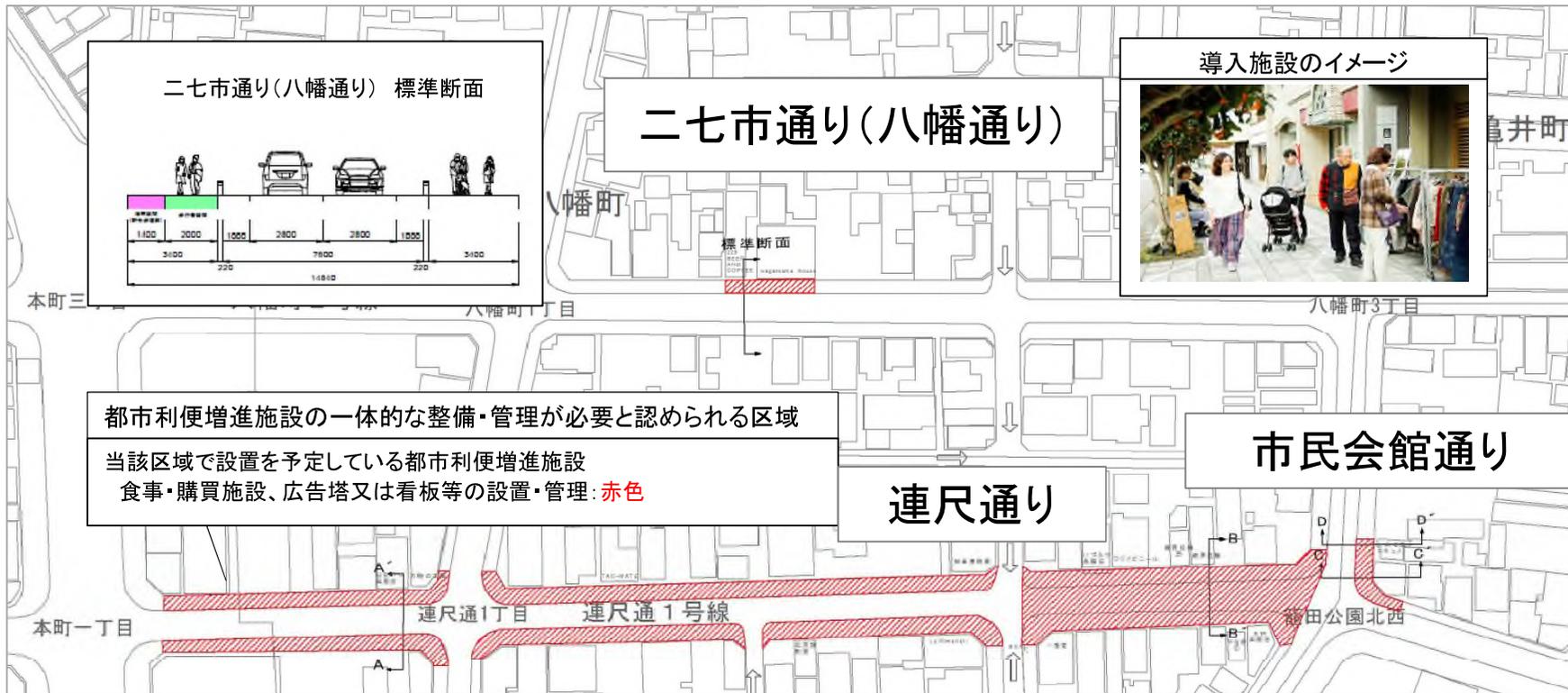
標準断面



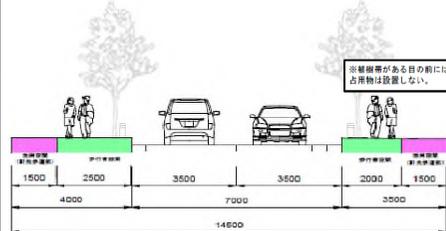
制度別詳細2-1(利便増進協定に関する事項)

制度別詳細【都市利便増進協定】

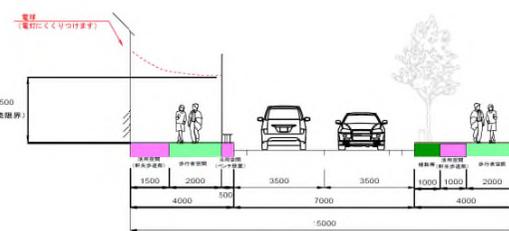
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図及び設置イメージ



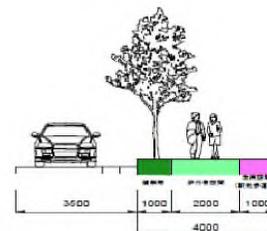
連尺通り A-A'標準断面図



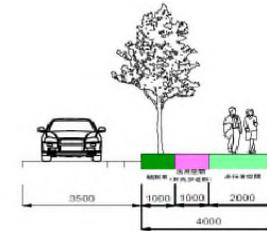
連尺通り B-B'標準断面図



市民会館通り C-C'標準断面図



市民会館通り D-D'標準断面図



制度別詳細2(利便増進協定に関する事項)都市再生特別措置法46条13項

制度別詳細2(利便増進協定に関する事項)都市再生特別措置法46条15項

制度の活用			
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1 オープンカフェ等の設置(食事施設、購買施設、休憩所)の設置、管理運営	R3~R7	都市再生推進法人 (株)まちづくり岡崎	1. 協定締結 岡崎市及び(株)まちづくり岡崎(都市再生整備推進法人) 岡崎市及び(株)三河家守舎(都市再生整備推進法人) 2. 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 次ページ参照
2 道路(歩道)の清掃、美化活動等	R3~R7	都市再生推進法人 (株)まちづくり岡崎	3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・オープンカフェ ・康生通り ・連尺通り ・市民会館通り ・二七市通り(八幡通り) (2)費用負担 ・(株)まちづくり岡崎、(株)三河家守舎が負担する。
3 オープンカフェ等の設置(食事施設、購買施設、休憩所)の設置、管理運営	R3~R7	都市再生推進法人 (株)三河家守舎	(3)都市利便増進施設の整備・管理の方法 ・(株)まちづくり岡崎、(株)三河家守舎は、施設の収益事業を実施する民間事業者とともに上記の協定区域内について、以下を実施する(再委託等による実施も可とする)。 ○都市利便増進施設及び周辺(施設を設置しない歩道部を含む)の清掃、美化活動の実施 ○良好な景観の保全・形成(屋外広告物、夜間照明、まちなみ等) ・上記の管理に要する費用は、(株)まちづくり岡崎及び(株)三河家守舎がオープンカフェを実施し得た収益の一部を充当する。
4 道路(歩道)の清掃、美化活動等	R3~R7	都市再生推進法人 (株)三河家守舎	
5			
6			
7			
8			

乙川リバーフロントQURUWA戦略地区(第2期)(愛知県岡崎市)整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	“これからの100年を暮らすまち、夢ある新しい岡崎” - 新しい住み方・働き方・遊び方を楽しむまちに向けた、まちと人のための公共空間再構築と公民連携による利活用の促進 -	代表的な指標	本地区の魅力発揮に関する市民等満足度 (%)	41.3 (R2年度)	→	51 (R7年度)
			地区中央部の橋梁(歩道、人道橋)を往来する人数 (人/日(12h))	5,065 (R2年度)	→	6,000 (R7年度)
			QURUWA上の公共空間を活用した民間事業活動日数 (日/年)	204 (R1年度)	→	300 (R7年度)

